信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下(一)において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

(ロ)　緊急やむを得ない場合を除き、午後一〇時から午前六時までの間に、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

(ハ)　被害者の性的羞恥心を害する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下(ハ)において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

(ニ)　被害者の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下(ニ)及び(ホ)において同じ。）(ホ)に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

(ホ)　被害者の承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

(3)　第一〇条第三項の規定による命令

被害者がその成年に達しない子（以下(3)において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下(3)において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して第一〇条第二項第二号から第一〇号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとすることとした。ただし、当該子が一五歳以上であるときは、その同意がある場合に限るものとした。（第一〇条第三項関係）

(4)　第一〇条第四項の規定による命令

第一〇条第四項の規定による命令の期間を一年とすることとした。（第一〇条第四項関係）

(5)　電子メールの送信等

(2)ロ(イ)及び(ロ)の「電子メールの送信等」とは、次のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいうものとした。（第一〇条第六項関係）

イ　電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

ロ　電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(二)　退去等命令

第一〇条の二の規定による命令の期間について、被害者及び配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間とすることとした。（第一〇条の二関係）

(三)　保護命令に関する手続

(1)　三項命令の取消しの申立て

三項命令（第一〇条第三項の規定による命令をいう。以下(1)において同じ。）を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第一〇条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができること等とした。（第一七条第三項～第七項関係）

(2)　民事訴訟法の準用

保護命令に関する手続に関して準用する民事訴訟法の規定及び所要の読替えについて定めることとした。（第二一条関係）

6　罰則

(一)　保護命令に違反した者は、二年以下の懲役又は二〇〇万円以下の罰金に処するものとした。（第二九条関係）

(二)　3又は4の(四)に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五〇万円以下の罰金に処するものとした。（第三〇条関係）

7　その他所要の改正を行うこととした。

8　施行期日等

(一)　この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第七条関係）

(二)　この法律の施行状況に関する検討規定を設けることとした。（附則第八条関係）

(三)　この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（法律第三一号）（厚生労働省）

一　健康保険法の一部改正関係

1　出産育児交付金等に関する事項

(一)　全国健康保険協会（2において「協会」という。）は、五の4の(二)の出産育児関係事務費拠出金の納付に関する業務を行うこととした。（第七条の二第三項関係）

(二)　出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用（健康保険法第一〇一条の政令で定める金額に係る部分に限る。）の一部については、政令で定めるところにより、五の4の(三)の出産育児交付金をもって充てることとした。（第一五二条の二関係）

(三)　(二)の出産育児交付金の額の算定方法その他所要の規定の整備を行うこととした。（第一五二条の三～第一五二条の六、第一六〇条第三項及び附則第四条の三関係）

2　前期高齢者納付金等に関する事項

国庫は、協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、療養の給付等に要する費用の額（調整対象給付費見込額の三分の一に相当する額を除く。）、前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に健康保険法第一五三条第一号に掲げる額の同条第二号に掲げる額に対する割合を乗じて得た額等の合算額に一、〇〇〇分の一三〇から一、〇〇〇分の二〇〇までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額等を補助することとした。（第一五三条及び第一五四条第一項関係）

3　支払基金等への事務の委託に関する事項

保険者は、健康保険法第二〇五条の四第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）に委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であって厚生労働省令で定めるもの及び介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）と共同して委託することとした。（第二〇五条の四第二項関係）